

明石こどもセンター  
(児童相談所部門)  
第三者評価報告書

令和8年3月

明石こどもセンター第三者評価委員会

## 目 次

I	評価の方法	1
II	第三者評価基準ごとの総評	
	(1) 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	3
	(2) 児童相談所の組織	3
	(3) 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	4
	(4) 社会的養護で生活する子どもへの支援	5
	(5) 社会的養育の推進	5
	(6) 家族とのかかわり・家族への支援	6
	(7) 市区町村や関係機関との連携	6
III	評価項目ごとの第三者評価	8

## I：評価の方法

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」（令和2年度厚生労働省子ども子育て支援推進調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」成果物。以下「ガイドライン」という。）を基に、以下のような方法で第三者評価を実施した。

### （1）第三者評価の実施者

明石こどもセンター第三者評価委員

### （2）評価委員

森 茂起 甲南大学 名誉教授

森泉 摩州子 徳島文理大学 保健福祉学部教授

### （3）明石こどもセンター第三者評価委員会活動経過

年月日		内容	詳細
令和7年	10月10日(金)	第1回評価委員会	・スケジュールの検討 ・評価項目の検討 ・アンケートについて ・提供予定資料について ・個別事例の選定について
令和8年	1月15日(木)	第2回評価委員会	・自己評価集計結果について ・アンケート集計結果について ・提供資料の確認 ・個別事例ヒアリング(3例)の選定結果について
	2月5日(木)	実地調査(1日目)	・幹部職員ヒアリング ・個別事例ヒアリング ・こどもへのインタビュー
	2月6日(金)	実地調査(2日目)	・受理・援助方針会議傍聴 ・新人職員ヒアリング ・評価結果協議
	2月14日(土)	評価委員による評価協議	・第三者評価に係る評価協議
	3月18日(水)	第三者評価結果報告会	・職員に対する第三者評価報告会

#### (4) 各所へのアンケート及び自己評価

- 職員による自己評価

「ガイドライン」に記載のある評価項目に、独自の評価項目を加えた66項目について職員20名による自己評価を実施し、その評価結果の提供を受けた。

- こどもへのアンケート

「ガイドライン」に基づいて、明石こどもセンターが施設措置もしくは里親へ養育を委託している児童や在宅支援・指導中の児童に対してアンケートを実施し、71名分の回答を取りまとめた集計結果の提供を受けた。

- おとなへのアンケート

「ガイドライン」に基づいて、当センターにおいて支援（在宅支援、療育手帳判定、各種相談等）を行っている児童の保護者等に対してアンケートを実施し、25名分の回答を取りまとめた集計結果の提供を受けた。

#### (5) 資料の提示

評価に必要と思われる以下の資料の提供を受け、評価の精査を行った。

- 事業概要資料（業務概要、運営状況など）
- 組織体制図、連携体制図など
- 明石市社会的養育推進計画
- 各種マニュアルなど
- 各種統計資料（相談受付・対応件数、一時保護件数、措置児童数など）

#### (6) 実地調査（令和8年2月5・6日実施）

以下の要領で実地調査を実施した。

- ① 児童相談所全体の幹部職員ヒアリング

児童相談所の理念や運営方針や組織の課題を確認するため、センターの全体の状況について、幹部職員7名からヒアリングを行った。

- ② 個別事例ヒアリング

3件の個別事例に係る支援方針や対応の状況等について、担当職員からヒアリングを行った。

- ③ こどもへのインタビュー

「こどもの権利が守られているか」を評価するために、一時保護中の児童4名を対象にインタビューを行った。

- ④ 受理会議・援助方針会義への傍聴

一時保護事案への意思決定や援助方針の決定、またはそのプロセスに

問題がないかを確認するため、定例で開催する受理会議や援助方針会議の傍聴を行った。

⑤ 新人職員へのヒアリング

今年度新規に配属となった新人（新任）職員 3 名を対象にヒアリングを実施し、組織としてのサポートの状況などについて確認を行った。

(7) 評価委員による協議

上記の調査結果を踏まえて、評価委員間での評価協議を行い、評価報告書を作成した。

## II：第三者評価基準ごとの総評

### (1) 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

～職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行えているか～

評価項目 5 項目中 2 項目が「S」評価とした。子どもの意見表明権の尊重と原籍校への通学に関して実践されていることを評価した。それ以外の 3 項目も適切であり「A」評価とした。子どもの権利擁護、最善の利益の優先に関して十分な配慮がされている。今後も子ども中心の権利擁護の実践を継続していただきたい。

### (2) 児童相談所の組織

～児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか～

「センター内の雰囲気」は職員間のコミュニケーションがあり、明るく柔らかい雰囲気の中、職務を行っている様子が見られた。

評価項目 7 項目中 2 項目に「B」（それ以外は S と A）としたが、この点は、センターの組織としての質的向上、および児童福祉司の専門性の確保についてである。管理職員及び新任職員へのヒアリングでも感じたことであるが、子ども（家庭）に対する丁寧な実践から、業務をこなすことでいっぱいになることと、良い雰囲気の中での密なコミュニケーションに支えられて運営されている面が強いため、組織的な支援の質的な向上への取り組みや、今後の質を維持するための運営・体制について一層検討していただきたい。

支援記録等の事務処理の負担が大きい状況が見て取れることから、AI 機器の活用やシステム整備などによる事務手続きの簡素化など、ハード面の整備が求められている。

職員面でいえば、主に福祉関係の部署からの人事異動による職員配置がなされている一方で、組織の現状としては、管理職—専任職員—新任職員間の意見交換による実践の教育が十分ではなく、戸惑いつつも流れていってしまっているという現状が感じ取られた。

お互いに支え合いながら子どもと家庭への実践を行い経験から身に着けるという教育方法論やセンター外の専門家による研修会以外にも、センター内の部署間の意見交換による振り返り会などの工夫をし、さらには学会などを通じた全国の児童相談所への発信を継続して行っていただきたい。

専門職としての職場への想いについては、①内発的動機付け ②仕事内容に対する報酬 ③やりがい が相まって自己向上が図られるが、この三点では、②の報酬が気になるところである。この点は全国的な傾向であり、職務に見合った報酬が検討されるべきである。

総合的には、問題なく今後の進展を期待したい。

### (3) 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

～虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか～

評価項目は2つの「B」を除いて高い評価となった。人口30万人の明石市において、センターは児童相談所機能と市町村機能の両機能を遺憾なく発揮していると思われる。緊急一時保護と調査保護の必要性を素早く判断でき、実践できていることは中核市の児童相談所ならではのメリットで素晴らしいことである。

定例受理会議のほか、事例の通告があれば即座に緊急受理会議が開催されており、緊急性があれば一時保護を迅速に行い同時に調査がなされている。身体的虐待の場合には外傷の判断は、小児科医・保健師・警察OBなど専門性の高い職員によって評価がなされており、即時に子どもからの意見聴取もなされている。

「B」の判定は、アセスメントと、アセスメントと方針の適切な連関に関するものである。アセスメントの正確性の確保に向けて十分な努力が重ねられているが、心理アセスメントと家族歴、生活歴情報とがより有機的に結びつけられ、多職種で共有しやすい形で表現することが求められる。

また、緊急受理会議が緊急支援担当中心で行われているため、こども支援担当（市町村機能部門）とのアセスメントの共有が不足している。よって、アセスメントシート（ケース個人票）の形式の見直しなど改善の余地があると感じた。

援助方針会議にも傍聴したが、児童相談所としての意思決定の仕組みとし

て、管理職・各職種の代表、スーパーバイザーなどが参加し、ケース担当者が説明しながら検討し方向性を決定するというスタイルであった。また、援助方針会議にあげる前には担当者、担当部署管理者が事前の協議を行い、今後の援助方針についての課題を挙げ、会議では丁寧な議論が繰り広げられていた。各参加者は、忌憚のない自身の考えを発言し、違った切り口での見立てを表明していたが、「子どもと家族」への支援・援助が明石市の「まちのみんなで、こども目線で本気で応援する」といった方向性を持っていると感じた。

#### (4) 社会的養護で生活する子どもへの支援

～社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか～

里親、児童養護施設、心理治療施設、児童自立支援施設などに措置された子どもに個別に児童心理司がついており、施設との協議にも子どもへの心理的配慮がなされている。また、施設訪問や面接等が適切に設定されており、措置先の職員とも定期的に協議されている。

評価内容で「B」とつけたのは3項目あり、その一つは18歳以上の者に対する支援についてである。自立に向けた支援が子どもにとって十分であるか、という点において、施設、里親との連携も含め、改善の余地があると感じた。この年代の自立に向けた民間施設との連携による相談支援体制整備にも力を注いで頂きたい。

また、「里親や施設等において、児童相談所の介入・調整が必要な事案が発生した場合の対応について」について「B」と評価した。児童相談所としての措置力と施設に対する教育力、里親不調の予防力の向上を期待する。

#### (5) 社会的養育の推進

～家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか～

「明石こどもセンター」では全国に先駆けて、里親を支援する専門的な部署であるさとおや担当を設置しており、里親家庭での養育を柱として措置を行っている。

里親・ショートステイ里親・季節里親などのリクルートも活発になされており、全小学校区の里親配置をめざしている。

また、家庭養護促進協会神戸事務所への委託により、「あかし里親センター」を設置している。同センターは明石こどもセンターと隣接しており、連携を取りながら里親への支援や援助なども行っている。

就学前の子どもは基本的に里親への委託を原則としており、また家庭復帰が難しい義務教育後半の子どもに対しても、義務教育終了後の自立を見据えながら里親委託を検討していることは評価できる。

里親での生活体験は、措置された子どもにとって、普通の家庭生活を経験する大切な機会であるとともに、自身の家庭の課題を直面化できる機会でもあり大変重要な試みをしていると感じた。

子どもへの意見聴取や説明を丁寧に行いながら、子どもの原籍校に通学したいという気持ちなどにも配慮して（特記すべきは一時保護所からの通学を実施している）措置先を検討している。

センターには保健師の配置数も多く、「こども家庭センター」の機能も有することで、母子保健部署との連携もとれるように工夫されていることから、特定妊婦や特別養子縁組への支援も積極的に行われている。

地域サイズの特質を活かした体制と活動は、他地域に向けたモデルとなりうるものである。この領域については「A」と「S」評価であり、総じて優秀な状況であると評価した。

#### (6) 家族とのかかわり・家族への支援

～子どもの権利・最善の利益の擁護のために家族と向き合っているか  
家族に対して必要な支援が行えているか～

この領域の評価項目は5項目すべて「A」の評価であり。優秀な状況と評価した。児童相談所が家族と関わる際には、子どもと親との関係性を評価し、子どもの日常生活をイメージして支援援助方針を考えていくが、そのような姿が家族とのかかわりで感じられる。親権者（父母）と直接対峙できない場合も地域の連携を深めて協力を得ながら丁寧にかかわっているように感じられる。

しかしながら、実践を大切にすあまり、事務的な作業が後回しとなっている様子も見られる。組織構造や、事務作業の効率化を考えていくことを検討いただきたい。

子どものアンケートでは「わからない」と答えた項目があり、家庭での生活で親の変容が十分と感じられていない子どもがあることから、家族へのかかわりや、支援の内容や進捗について子ども自身に説明する機会を今以上に持つことも大切と考える。

#### (7) 市区長村や関係機関との連携

～児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか・児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか～

中核市の児童相談所として市区町村機能を併せ持ち、関係機関との密なる連携が図られているのがセンターの強みである。特に学校園等の関係機関からの相談通告に対して迅速に対応できている。

「B」とした項目は「関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか」という項目であり、個別ケース検討会議の持ちかたで、センターが「要」となって事例への対応を指導助言していくといったやり方ではなく、まずは情報の共有とそれぞれの機関ができることを提示して各関係機関が相補的に事例に取り組む姿勢が醸成できればと感じる。

そのために、今後、関係機関連携によるネットワーク形成支援が有効的となるよう、要保護児童対策地域協議会の3層構造の見直しを行い、より実効性のある支援体制の構築に努めていただきたい。

## 総括

今回の第三者評価では、個別に課題を指摘した箇所はあるものの、総合的に大変良いと評価した。何より、開設時からの年月を経て、手作りで良い実践を重ねてきたことが感じられ、その過程で築かれた部署内、部署間、組織間それぞれの協力・連携関係の質の高さが見られた。現在までを「立ち上げ期」と捉えると、これからを「安定・充実期」として、質を継続的に維持するためのポリシー、理念、個人の力量や初期だからこそ可能な熱量に頼らない持続的体制、今回の評価で見た不足しやすい部分を充実させる方策などを形成していくことが望まれる。ただし、子ども・家庭とそれを取り巻く状況は常に流動的である。ポリシーや体制も固定的になると新たな状況への対応が困難になる恐れがある。変わり続ける状況に対応して変化していく柔軟性も含んだ「安定・充実」が目標となるであろう。明石こどもセンターの組織体制とその内容は、その核心において、子どもと家族を大切に考えて支援援助していく姿勢が感じられるところに強みがあると思われる。「立ち上げ期」から「安定・充実期」への移行期の評価に立ち会えたことは、委員にとっても学ぶところが多かったことを言い添えたい。

### Ⅲ：評価項目ごとの第三者評価

「ガイドライン」に記載のある評価項目に本市の独自評価項目を追加し、下記のとおりSからCの4段階で評価を行った。

評価項目の評価基準

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている より良い業務水準・状態・質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さに欠ける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態

#### (1) 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

No.	評価項目	第三者評価
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
No.3	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	S
No.5	一時保護期間における原籍校への通学支援において、子どもの意見や意向を踏まえた調整を行っているか	S

#### (2) 児童相談所の組織

No.	評価項目	第三者評価
○組織体制		
No.6	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	S
No.7	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.8	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
○職員の資質向上・業務改善		
No.9	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.10	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
○情報管理に関する事項		
No.11	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.12	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		
No.13	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A

### (3) 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

No.	評価項目	第三者評価
○通告・相談対応		
No.14	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.15	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
○受理		
No.16	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	S
No.17	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
○子どもの安全確認・安全確保		
No.18	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.19	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.20	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A
○調査・アセスメント		
No.21	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.22	アセスメントが適切に行われているか	B
No.23	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
○援助方針の策定		
No.24	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	S
No.25	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
No.26	援助方針の内容は適切か	B
No.27	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	S
○在宅指導		
No.28	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
○進行管理・援助方針等の見直し		
No.29	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
No.30	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	S
○管轄する児童相談所の変更		
No.31	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
No.32	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.33	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

#### (4) 社会的養護で生活する子どもへの支援

No.	評価項目	第三者評価
○援助方針の策定に関する調整		
No.34	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	S
No.35	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.36	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
○社会的養護時における援助		
No.37	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A
No.38	援助方針の見直しが適切に行われているか	A
No.39	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	B
No.40	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.41	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	B
○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		
No.42	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.43	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.44	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	S
No.45	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
○児童自立生活援助等		
No.46	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.47	18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	B

#### (5) 社会的養育の推進

No.	評価項目	第三者評価
○里親相談への対応・家庭養護の推進		
No.48	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	S
No.49	里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
No.50	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.51	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A
No.52	民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	A

### (6) 家族とのかかわり・家族への支援

No.	評価項目	第三者評価
No.53	保護者への向き合い方は適切であるか	A
○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取		
No.54	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.55	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
○保護者に対する指導・支援		
No.56	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.57	親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

### (7) 市区町村や関係機関との連携

No.	評価項目	第三者評価
○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		
No.58	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
No.59	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援		
No.60	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	S
No.61	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援		
No.62	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	S
No.63	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
○都道府県児童福祉審議会との連携		
No.64	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	A
No.65	児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	A
○家庭、地域に対する援助に関する事項		
No.66	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A